



# 茨城県報

第 1 5 0 0 号

平成15年 9 月11日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| ●茨城県消防施設整備費補助金交付要項の一部改正 (消防防災課) .....      | 2  |
| ●指定居宅サービス事業者の指定 (2 件) (高齢福祉課) .....        | 2  |
| ●指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) .....              | 3  |
| ●児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....       | 3  |
| ●身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....    | 4  |
| ●知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....    | 4  |
| ●大規模小売店舗の変更の届出 (8 件) (商業流通課) .....         | 4  |
| ●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (商業流通課) ..... | 14 |
| ●森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表 (林業課) ..... | 16 |
| ●保安林の指定の予定 (10件) (林業課) .....               | 19 |
| ●保安林の指定施業要件の変更 (林業課) .....                 | 24 |
| ●定款変更の認可 (農村計画課) .....                     | 25 |
| ●土地改良区の解散の認可 (農村計画課) .....                 | 25 |
| ●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (4 件) (河川課) .....           | 25 |
| ●市街地再開発組合の事業計画の認可 (都市整備課) .....            | 27 |
| ●軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (県税事務所) .....         | 28 |
| ●土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) .....               | 28 |
| ●土地改良区役員の退任 (土地改良事務所) .....                | 29 |

### (選挙管理委員会)

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| ●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数..... | 30 |
| ●政治団体の設立届出.....                                | 31 |
| ●政治団体の届出事項の異動届出.....                           | 32 |
| ●政治団体の解散届出.....                                | 33 |
| ●資金管理団体の指定届出.....                              | 33 |
| ●資金管理団体の指定の取消しの届出.....                         | 33 |

### 公 告

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ●落札者等の公示 (職業能力開発課) .....     | 34 |
| ●家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) ..... | 34 |
| ●県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) ..... | 35 |

- 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催（都市計画課） .....35
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課） .....40
- 建築許可に関する意見の聴取（建築指導課） .....40
- （教 育 委 員 会）
- 博物館の登録.....41
- （地方労働委員会）
- あっせん員候補者の公示.....41
- 正                      誤
- 平成15年 6 月 6 日付け茨城県報号外第100号中 .....42

## 告                      示

### 茨城県告示第1394号

茨城県消防施設整備費補助金交付要項（昭和49年茨城県告示第1007号）の一部を次のように改正する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事    橋      本                      昌

第 3 条中「消防防災等施設整備費補助金交付要綱」を「消防防災施設整備費補助金交付要綱」に「消防防災等設備整備費補助金交付要綱」を「消防防災設備整備費補助金交付要綱」に改める。

様式第 4 号    6    添付書類    (6)中「消防防災等設備整備費補助金交付要綱」を「消防防災設備整備費補助金交付要綱」に改める。

付    則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県告示第1395号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第78条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事    橋      本                      昌

| 事業者の名称           | 事業所の名称           | 事業所の所在地        | サービスの種類等    | 指 定<br>年月日       |
|------------------|------------------|----------------|-------------|------------------|
| 有限会社 朝比奈コーポレーション | 有限会社 朝比奈コーポレーション | 水戸市元吉田町1536— 2 | 福祉用具貸与      | 平成15年<br>8 月26日  |
| 医療法人 真成会         | ゆんたく             | 鹿島郡大洋村汲上3130   | 通所リハビリテーション | 平成15年<br>9 月 1 日 |

~~~~~

### 茨城県告示第1396号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称           | 事業所の名称                     | 事業所の所在地                   | サービスの種類等             | 指 定<br>年月日       |
|------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|
| 有限会社 ドウ・ライフ      | グループホーム ゆう                 | 水戸市元石川町2523番地             | 痴呆対応型<br>共同生活介護      | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 株式会社 アイアール       | グループホーム ローズマリー             | 古河市大字古河鹿養道南514番<br>1号     | 痴呆対応型<br>共同生活介護      | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 有限会社 ケアネット       | 通所介護センターコンフォルトか<br>さま      | 笠間市石井2253番地 1             | 通所介護                 | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 有限会社 ケアネット       | 痴呆対応型グループホーム コン<br>フォルトかさま | 笠間市石井2253番地 1             | 痴呆対応型<br>共同生活介護      | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 聖北会 有限会社敬<br>七商事 | グループホーム すずらの里              | 西茨城郡岩間町土師1283番地           | 痴呆対応型<br>共同生活介護      | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 株式会社コムスン         | 株式会社コムスン水戸第二ケアセ<br>ンター     | 水戸市赤塚 1 丁目2048番<br>3—101号 | 訪問介護及<br>び訪問入浴<br>介護 | 平成15年<br>9 月 1 日 |
| 株式会社コムスン         | 株式会社コムスン石岡ささらケア<br>センター    | 石岡市旭台 3 丁目14番12—202号      | 訪問介護                 | 平成15年<br>9 月 1 日 |

茨城県告示第1397号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称    | 事業所の名称          | 事業所の所在地              | サービスの種類等   | 指 定<br>年月日      |
|-----------|-----------------|----------------------|------------|-----------------|
| 有限会社ファミリー | 居宅介護支援センターファミリー | 鹿島郡波崎町土合中央<br>1—1—17 | 居宅介護支<br>援 | 平成15年<br>8 月26日 |

茨城県告示第1398号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号          | 事業所の名称                               | 事業所の所在地            | 事業者の<br>名 称    | 事業者の主たる<br>事務所の所在地 | 指 定<br>年月日       | サービ<br>スの 種 類 |
|----------------|--------------------------------------|--------------------|----------------|--------------------|------------------|---------------|
| 08000300371111 | 軽費老人ホーム<br>ハウス・デア・ゼ<br>ーレ訪問介護事業<br>所 | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20 | 社会福祉法<br>人 斑山会 | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20 | 平成15年<br>9 月 1 日 | 児童居宅介<br>護等事業 |

## 茨城県告示第1399号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号          | 事業所の名称                               | 事業所の所在地            | 事業者の<br>名 称                  | 事業者の主たる<br>事務所の所在地 | 指 定<br>年月日       | サービ<br>スの 種 類        |
|----------------|--------------------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|------------------|----------------------|
| 08000100371113 | 軽費老人ホーム<br>ハウス・デア・ゼ<br>ーレ訪問介護事業<br>所 | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20 | 社会福祉法<br>人 斑山会               | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20 | 平成15年<br>9 月 1 日 | 身体障害者<br>居宅介護等<br>事業 |
| 08000100372111 | 東町社会福祉協議<br>会指定居宅介護事<br>業所           | 茨城県稲敷郡東町<br>結佐2534 | 社会福祉法<br>人 東町社<br>会福祉協議<br>会 | 茨城県稲敷郡東町<br>結佐2534 | 平成15年<br>9 月 1 日 | 身体障害者<br>居宅介護等<br>事業 |

## 茨城県告示第1400号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号          | 事業所の名称                                   | 事業所の所在地                  | 事業者の<br>名 称                  | 事業者の主たる<br>事務所の所在地       | 指 定<br>年月日       | サービ<br>スの 種 類        |
|----------------|------------------------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|----------------------|
| 08000200371112 | 軽費老人ホーム<br>ハウス・デア・ゼ<br>ーレ訪問介護事業<br>所     | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20       | 社会福祉法<br>人 斑山会               | 茨城県石岡市東府<br>中 3—20       | 平成15年<br>9 月 1 日 | 知的障害者<br>居宅介護等<br>事業 |
| 08000200279117 | 株式会社カシマク<br>オリティーライフ<br>障害者福祉サービ<br>ス事業所 | 茨城県鹿島郡波崎<br>町矢田部12642—11 | 株式会社カ<br>シマクオリ<br>ティーライ<br>フ | 茨城県鹿島郡波崎<br>町矢田部12642—11 | 平成15年<br>9 月 1 日 | 知的障害者<br>居宅介護等<br>事業 |

## 茨城県告示第1401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ティ・エイチ・オー・エム

代表取締役 島 田 久

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ茨城店

東茨城郡茨城町町田1694番地の 1

### (2) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) マルカワいばらきショッピングプラザ

(変更後) マルカワ茨城店

#### イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小 瀨 裕 正

(変更後) 代表取締役 島 田 久

### (3) 変更の年月日

平成15年 8 月30日

### (4) 変更する理由

店舗名及び社内組織変更のため

## 3 届出年月日

平成15年 8 月29日

~~~~~

## 茨城県告示第1402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ティ・エイチ・オー・エム

代表取締役 島 田 久

### (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トムズスーパーマーケット那珂店

那珂郡那珂町菅谷5474番地の 1

### (2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) トムズマーケット那珂店

(変更後) トムズスーパーマーケット那珂店

(3) 変更の年月日

平成15年 8 月30日

(4) 変更する理由

店舗名変更のため

3 届出年月日

平成15年 8 月29日

茨城県告示第1403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

片倉工業株式会社

取締役社長 岩 本 謙 三

(2) 住所

東京都中央区京橋三丁目 1 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラショッピングプラザ

取手市取手 3 丁目 4 番11号

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 280台

(変更後) 200台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 1 箇所

(3) 変更する年月日

平成16年 4 月26日

(4) 変更する理由

土・日・祭日用臨時駐車場として借上げていた民間の駐車場が、営業を取りやめる事になったため。

3 届出年月日

平成15年 8 月26日

茨城県告示第1404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 届出者及び代表者の氏名

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 昭 好

(2) 住所

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ勝田店

ひたちなか市春日町10 - 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（一部年間60日は午前 8 時）

閉店時刻 午後11時（一部午後 9 時）

(変更後) 開店時刻 午前 0 時，午前 9 時（年間60日は午前 8 時）

閉店時刻 午後12時（一部午後10時，午後 9 時）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分（一部年間60日は午前 7 時30分）～午後 9 時（一部午後11時30分）

(変更後) 24時間，午前 8 時30分（一部午前 6 時，一部年間60日は午前 7 時30分）～午後11時30分（一部午後 9 時）

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午後 9 時

(変更後) 午前 4 時～午後12時

(3) 変更する年月日

平成15年10月21日

(4) 変更する理由

来客の買い物の利便性をより向上し、地域の生活に貢献するため。

3 届出年月日

平成15年 8 月26日

## 茨城県告示第1405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社那珂湊商業開発

代表取締役 梅 原 昭

ひたちなか市栄町二丁目13番25号

(2) 株式会社カスミ

代表取締役 小 瀨 裕 正

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂湊ショッピングセンター「ピアポート」

ひたちなか市栄町二丁目7349 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 8 時15分 (年間60日は午後 9 時15分)

(変更後) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年 9 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                  | 代表者氏名   |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1       | 小 瀨 裕 正 |
| ケリー資生堂      | 水戸市城南 3 丁目11 - 26    | 鈴 木 就 雄 |
| 株式会社M・S・C   | ひたちなか市栄町 2 丁目13 - 25 | 梅 原 昭   |

| 氏 名 又 は 名 称        | 住 所                   | 代表者氏名   |
|--------------------|-----------------------|---------|
| 株式会社クロサワ眼鏡店        | 水戸市南町 2 丁目 4 - 37     | 黒 澤 輝 子 |
| ウメハラ写真店            | ひたちなか市平磯町1213         | 梅 原 昭   |
| 有限会社ベルクリーニング       | ひたちなか市湊中央 1 丁目10 - 15 | 黒 川 正 美 |
| 鈴木生花店              | ひたちなか市谿谷津2982         | 鈴 木 二 雄 |
| 株式会社マイステップ         | 行方郡北浦町大字繁昌48 - 3      | 横 田 太 一 |
| ミツウマ靴店             | ひたちなか市湊中央 1 丁目 3 - 18 | 矢 野 和 彦 |
| ファイナルコロシウム         | 土浦市大和町 9 丁目 1 - 2408  | 北 田 広 巳 |
| ズアロー               | 土浦市大和町 9 丁目 1 - 2408  | 北 田 広 巳 |
| 有限会社玄宝屋            | ひたちなか市湊本町 7 - 4       | 白 土 せ つ |
| 有限会社大坂屋陶器店         | ひたちなか市湊本町 2 - 12      | 井 上 安 子 |
| 株式会社那珂湊商業開発        | ひたちなか市栄町 2 丁目13 - 25  | 梅 原 昭   |
| 赤ずきん               | ひたちなか市海門町 2 丁目 6 - 31 | 三 輪 美恵子 |
| 株式会社ピー・アイ・エス       | 栃木県宇都宮市錦 3 丁目 7 - 13  | 渡 邊 壮 平 |
| 有限会社重兵衛            | ひたちなか市柳ヶ丘29 - 1       | 安 達 浩   |
| 亀印製菓株式会社           | 水戸市見川町 2 丁目62 - 1     | 林 耕 芳   |
| 株式会社福俵             | 水戸市下国井町字台畑718         | 鈴 木 茂   |
| 有限会社ケイエスジャパン       | 稲敷郡阿見町実穀1367 - 6      | 榊 原 且 也 |
| 株式会社アドバンス          | 龍ヶ崎市久保台 2 丁目 1 - 19   | 佐 藤 孝   |
| 有限会社花菱楽器店          | ひたちなか市湊本町 2 - 1       | 花 田 力   |
| 有限会社ニューライフコーポレーション | 大阪府摂津市鳥飼下 3 丁目36 - 2  | 本 勝 広   |
| 有限会社大内書店           | ひたちなか市湊中央 1 丁目 5 - 6  | 大 内 美恵子 |
| 有限会社カントー           | ひたちなか市湊中央 2 丁目 3 - 13 | 根 本 洋 厚 |
| モン・ブチ              | 水戸市大塚町1846            | 鯉 淵 浩   |
| 有限会社梅原洋品店          | ひたちなか市湊本町 8 - 3       | 梅 原 栄 寿 |
| 有限会社鴨川洋品店          | ひたちなか市湊本町27 - 3       | 鴨 川 正 一 |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,995m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 512台
- (イ) 駐輪場の収容台数 75台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 113m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 121m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
4箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前3時～午後9時

## 3 届出年月日

平成15年 8 月29日

茨城県告示第1406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ティ・エイチ・オー・エム

代表取締役 島 田 久

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トムズスーパーマーケット東海店

那珂郡東海村舟石川1572番地の 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時 (年間120日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分～午後 9 時15分 (年間120日は午後10時15分)

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年 9 月 5 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所             | 代表者氏名 |
|------------------|-----------------|-------|
| 株式会社ティ・エイチ・オー・エム | つくば市西大橋599番地 1  | 島 田 久 |
| 渡辺 恭子            | 水戸市栄町 2 - 5 - 5 |       |

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                     | 代表者氏名   |
|-------------|-------------------------|---------|
| 亀印製菓株式会社    | 水戸市見川町2139 - 5          | 林 耕 芳   |
| 株式会社サンプラス   | 東京都豊島区東池袋 5 丁目 4 4 番13号 | 大 前 良 雄 |
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1          | 小 瀧 裕 正 |
| 株式会社セリア     | 岐阜県大垣市外渕 2 - 38         | 河 合 宏 光 |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,343m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 267台  
(イ) 駐輪場の収容台数 80台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 86m<sup>2</sup>  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 112 m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所  
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 3 時～午後 5 時

## 3 届出年月日

平成15年 8 月29日

## 茨城県告示第1407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

都市基盤整備公団

総裁 伴 襄

## (2) 住所

神奈川県横浜市中区本町 6 丁目50番 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

## 戸頭ショッピングセンター

取手市戸頭 6 丁目30番 6 外

## (2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後10時

## (3) 変更する年月日

平成15年 9 月10日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                    | 代表者氏名   |
|-------------|------------------------|---------|
| 株式会社マスタ     | 水海道市宝町2771番地           | 増 田 伊 作 |
| 金子 勇蔵       | 取手市戸頭 6 丁目30番 5 - 101号 |         |
| 藤本 英治       | 取手市戸頭 6 丁目30番 5 - 102号 |         |
| 井橋 朝子       | 取手市戸頭 6 丁目30番 5 - 105号 |         |
| 貝塚 一夫       | 取手市戸頭 6 丁目30番 5 - 107号 |         |
| 中村 春樹       | 取手市青柳65                |         |
| 武田 健嗣       | 取手市戸頭 6 丁目30番 2 - 102号 |         |
| 高橋 勝        | 取手市戸頭 6 丁目30番 5 - 103号 |         |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,761m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 57台

(イ) 駐輪場の収容台数 200台

(ウ) 荷さばき施設の面積 80m<sup>2</sup>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 41m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後11時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

## 3 届出年月日

平成15年 8 月26日

~~~~~

## 茨城県告示第1408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 小 瀨 裕 正

## (2) 住所

つくば市西大橋599番 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久柏田店

牛久市中央 3 丁目18 - 3

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

平成15年 8 月30日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番 1  | 小 瀨 裕 正 |
| 株式会社久月総本舗   | 土浦市東真鍋町10番 4 号 | 横 山 雄 二 |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,223m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 81台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 15台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 16m<sup>2</sup>  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
 3 箇所  
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 2 時～午後 9 時

## 3 届出年月日

平成15年 8 月29日

## 茨城県告示第1409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物  
 水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成15年 8 月 7 日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 （変更前）

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所                  | 代表者氏名   |
|------------------|----------------------|---------|
| 株式会社シューズセンターツチウラ | 土浦市川口 1 - 10 - 6     | 坂 本 繁 雄 |
| 株式会社キャンドウ        | 埼玉県戸田市喜沢 1 - 28 - 15 | 中 川 啓 二 |

（変更後）

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                  | 代表者氏名   |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社チヨダ     | 東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8 | 舟 橋 政 男 |
| 有限会社ヨコヤマ    | 静岡県磐田郡豊田町宮之一色 3 - 4  | 横 山 直 正 |

## (3) 届出年月日

平成15年 7 月22日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成15年 8 月 7 日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 取締役社長 岡 田 広

(変更後) 取締役社長 加 藤 浩 一

## (3) 届出年月日

平成15年 7 月22日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高萩サティ

高萩市安良川231番地 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月22日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後11時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午前 5 時30分 (一部午前 0 時30分, 午後11時30分, 午後 9 時30分)

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午前 5 時30分 (一部午前 0 時30分, 午後11時30分, 午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 7 月 2 日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要               | 理 由                                                  |
|---------|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 高萩市     | アイドリングストップを呼びかける看板等の設置。 | 駐車場の周辺には住宅地があり, アイドリング時の騒音防止と不要な排気ガスの排出を規制する必要があるため。 |
|         | 業務用エアコン室外機の適正な維持管理。     | 業務用エアコンの室外機は故障や老朽化により通常の騒音レベルより大きくなることが予想されるため。      |
|         | 店舗等の照明の適正な管理。           | 店舗や看板などの照明は, 光公害を引き起こすことがあるため。                       |
|         | 閉店時間の厳守と駐車場の適正な施錠管理。    | 閉店時間の延長によって青少年の集まる時間が長くなることから非行に結び付く可能性が大きくなるため。     |

## 茨城県告示第1412号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 1 号の命令をしようとするので, その内容となる事項を同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

なお, 次の 1 の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有し, 又は管理する者で, この公表した事項に関し不服がある者は, 公表があった日から 2 週間以内に, その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域及び期間

### (1) 区域

北茨城市，高萩市，つくば市，鹿嶋市，東茨城郡大洗町，鹿島郡鉾田町，同郡大洋村，同郡波崎町，真壁郡真壁町及び同郡大和村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し，その関係書類を茨城県農林水産部林業課，茨城県県北地方総合事務所，茨城県鹿行地方総合事務所，茨城県県南地方総合事務所，茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）。

### (2) 期間

平成15年10月15日から平成16年 3 月25日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤により防除し，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成15年 8 月11日から 8 月28日までの間に各地方総合事務所の管轄区域内の松林を調査した結果，このうち 1 の(1)に掲げる区域において松くい虫の被害が発生しており， 3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し， 1 の(1)に掲げる区域及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置については，森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は，当該措置を行った後，速やかに 3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出すること。ただし，(3)により損失保償金交付申請書を提出する場合は，この限りでない。

(3) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は，松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第 1 号又は第 2 号）を，当該措置を行った後，速やかに 3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出すること。この場合において，当該地方総合事務所の長は，当該申請書の提出を受けたときは，申請者の行った措置が 3 に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

(4) 知事は， 3 に掲げる樹木を所有し，又は管理する者が， 1 の(2)に掲げる期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は，(4)の措置を行った場合において，その費用の額が， 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第 8 条第 1 項の規定による損失補償の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

別記様式

年 月 日

## 松くい虫防除実施届出書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

| 命ぜられた措置の内容 | 森 林 面 積        | 樹 木 本 数         | 樹 木 の 材 積 |     |     |
|------------|----------------|-----------------|-----------|-----|-----|
|            | ヘクタール          | 本               | 立方メートル    |     |     |
| 実施区域又は場所   | 実 施 期 間        | 実 施 に 要 し た 費 用 |           |     |     |
|            |                | 種 別             | 数 量       | 単 価 | 金 額 |
|            | 月 日から<br>月 日まで | 人夫費             | 人         | 円   | 円   |
|            |                | 薬剤費             |           | 円   | 円   |
|            |                | その他             |           | 円   | 円   |
|            |                | 計               |           | 円   | 円   |

## 茨城県告示第1413号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡岩間町大字上郷字南山3648の 1 ・無番地（以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 茨城県告示第1414号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

笠間市本戸字コブタ5224の 1 ・字鳥居松4943・字傘松4921・字石ヶ寺4799・日沢字長峰612の 1 ・石寺字古道 2 ・福田字坊ノ入2684・字柳沢942の 1 ・字大高峠 1 ・池野辺字高峠前2264の 1 ・福田字大長畑135（以上11筆国有林。次の図に示す部分に限る。）寺崎字笹ノ入921の 3（国有林。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

茨城県告示第1415号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡友部町大字上市原字山ノ内 1 の135・ 1 の133・ 90（以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び友部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1416号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡七会村大字小勝字川島1037・字高田1975のイ・字押寄木2268の 1・字大藤1560の 1・字中郷815・大字大網字大沢100・478・566・大字徳蔵字中山1257・字引布山1264の 1・大字下赤沢字大沢997・大字塩子字倉見 1・13・字富岡2046のイ・字土師526の 1・字岩谷116の 1・字道木橋1592の 1・字藤倉1913（以上18筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字大網字大沢99（国有林。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び七会村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第1417号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

真壁郡大和村大字本木字北山 4 の 1 ・大字東飯田字黒尊仏 1 ・大字大曾根字小井戸1584の 1 （以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 茨城県告示第1418号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

真壁郡真壁町大字白井字足尾山1719・大字長岡字樺山1245・大字下小幡字若林593の 1 ・大字山尾字祖父ヶ峰 2 の 1 ・大字桜井字桜山1086（以上 5 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字上小幡字前峰1480（国有林。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び真壁町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1419号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

つくば市大字山口字滝ノ入1922・大字平沢字上沢1253の 1 ・大字小和田字後山969（以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及びつくば市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1420号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

新治郡千代田町大字上志筑字志筑山681の 1 ・大字上佐谷字高山2442・大字雪入字沢山645の 1 （以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1421号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

新治郡八郷町大字柴内字櫛平52・大字弓弦字浅間775の1・大字小幡字上人入2760・字横道2133・字地藏嶮2962の3・字広根場2132の1・2132の2・大字吉生字三吉1285・大字鯨岡字大作1000・大字猪内字清水639の1・大字大塚字這坂2054の1・大字大増字石山1712の1・字寅石3012・大字太田字池ノ台1439の1・大字中戸字男体山1240の1・大字瓦谷字丸山2003の1・大字山崎字厚茂1468の1・大字真家字園部1000（以上18筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字仏生寺字西深間456の1・大字小野越字東深間433・大字上青柳字月ノ折744・大字大増字長石415の1（以上4筆国有林。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び八郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1422号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1(1) 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡常北町大字上入野字日渡1194・字白雲山3541の1・大字下古内字大沢2103の1・字島越2789・字会山2781・大字上古内字南新田1706・字北新田1196（以上7筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字下古内字笹小平2087（国有林。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡常北町大字下古内字大古山1119（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1423号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的、次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年 3 月31日農林省告示第396号、昭和55年 7 月31日農林省告示第1159号、平成 2 年 7 月11日農林水産省告示第887号、平成10年 7 月28日農林水産省告示第1083号、平成10年 8 月11日農林水産省告示第1176号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 茨城県告示第1424号

平成15年 8 月11日付けで、川根土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 9 月 2 日認可した。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1425号

北茨城市華川町小豆畑783番地に事務所を置く高田用水土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により平成15年 9 月 2 日付けで解散の認可をしたので、同法第67条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1426号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域の名称

八幡町 - 3 地区 急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と 1 号とを結んだ線に囲まれた区域

| 市 名 | 大 字 名 | 字 名 | 地 番                  | 標柱番号 | 備 考    |
|-----|-------|-----|----------------------|------|--------|
| 水戸市 | 八幡町   | -   | 市道上市72号線<br>6302 - 1 |      | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃     | -   | 6303 - 1<br>6319     |      | 〃      |
| 〃   | 〃     | -   | 6319                 |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6317 - 1             |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6314 - 1             |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6313 - 2             |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6311                 |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6311                 |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6312                 |      |        |
| 〃   | 〃     | -   | 6312                 |      | 各々の交点  |
| 〃   | 〃     | -   | 6312<br>6302 - 2     |      | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃     | -   | 6302 - 1             |      |        |

## 茨城県告示第1427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域の名称

水原地区 急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 8 号と 1 号とを結んだ線に囲まれた区域

| 市 名 | 町・大字名 | 字 名 | 地 番                           | 標注番号 | 備 考    |
|-----|-------|-----|-------------------------------|------|--------|
| 潮来市 | 水原    | 根田  | 943 - 口<br>市道313号線            |      | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃     | 田ノ森 | 1985 - 11                     |      |        |
| 〃   | 〃     | 根田  | 943 - イ                       |      |        |
| 〃   | 〃     | 田ノ森 | 935 - 5<br>市道315号線            |      | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃     | 〃   | 市道315号線<br>市道316号線            |      | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃     | 根田  | 942                           |      |        |
| 〃   | 〃     | 〃   | 943 - 5<br>943 - 3<br>市道316号線 |      | 各々の交点  |
| 〃   | 〃     | 〃   | 943 - 3<br>市道316号線<br>943 - 口 |      | 各々の交点  |

## 茨城県告示第1428号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域の名称

浜地区 急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 8 号と 1 号とを結んだ線に囲まれた区域

| 郡 名 | 町 村 名 | 大 字 名 | 字 名  | 地 番      | 標柱番号 | 備 考 |
|-----|-------|-------|------|----------|------|-----|
| 行方郡 | 玉造町   | 浜     | カクレ里 | 1424 - 1 |      |     |
| "   | "     | "     | "    | 1424 - 1 |      |     |
| "   | "     | "     | "    | 1424 - 1 |      |     |
| "   | "     | "     | "    | 1424 - 1 |      |     |
| "   | "     | "     | 新宮   | 723      |      |     |
| "   | "     | "     | "    | 723      |      |     |
| "   | "     | "     | "    | 502      |      |     |
| "   | "     | "     | カクレ里 | 1424 - 1 |      |     |

## 茨城県告示第1429号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県下館土木事務所において縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 区域の名称

羽鳥地区 急傾斜地崩壊危険区域

## 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号から水路北東側境界線に沿って 1 号までを結んだ線に囲まれた区域

| 郡 名 | 町 村 名 | 大 字 名 | 字 名 | 地 番       | 標柱番号 | 備 考    |
|-----|-------|-------|-----|-----------|------|--------|
| 真壁郡 | 真壁町   | 羽鳥    | 北坪  | 水路<br>107 |      | 境界線上の点 |
| "   | "     | "     | "   | 105 - 4   |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 104 - 2   |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 104 - 2   |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 135       |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 135       |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 130       |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 134 - 2   |      |        |
| "   | "     | "     | "   | 133<br>水路 |      | 境界線上の点 |

## 茨城県告示第1430号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第 3 項の規定に基づく泉町 1 丁目南地区市街地再開発組合の事業計画認可については、次のとおり認可したので同法第19条第 1 項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組合の名称 泉町 1 丁目南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間 平成15年度から平成17年度まで
- 3 施行地区 水戸市泉町 1 丁目, 泉町 2 丁目, 天王町, 備前町の各一部
- 4 事務所の所在地 水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号
- 5 設立認可の年月日 平成14年 7 月15日
- 6 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成15年10月10日
- 7 事業計画の認可の年月日  
平成15年 9 月 5 日

## 茨城県告示第1431号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県下館県税事務所長 柄 沢 利 行

| 県 名 | 特約業者の氏名又は名称 | 主たる事務所又は<br>事業所の所在地 | 特約業者の指定の<br>取消し年月日 |
|-----|-------------|---------------------|--------------------|
| 茨 城 | 株式会社釜久本店    | 茨城県水海道市宝町3386       | 平成15年 8 月19日       |

## 茨城県告示第1432号

真壁郡明野町大字村田2487番地に事務所を置く村田村外三ヶ村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9 月11日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 赤 城 正 徳 | 真壁郡明野町大字赤浜694番地  |
| 〃   | 篠 崎 弘 彰 | 下館市大字茂田1139番地    |
| 〃   | 板 橋 要 一 | 〃 大字深見231番地の 1   |
| 〃   | 比 氣 斌 弘 | 〃 大字上川中子115番地    |
| 〃   | 潮 田 憲 一 | 真壁郡明野町大字村田1475番地 |
| 〃   | 鈴 木 宏 治 | 〃 〃 〃 1580番地の 2  |
| 〃   | 大 吉 半 三 | 〃 〃 大字吉田800番地の 3 |
| 〃   | 渡 邊 嘉一郎 | 〃 〃 大字古内573番地    |
| 〃   | 日 向 洋 一 | 〃 〃 大字鷺島584番地    |

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 鈴 木 智 夫 | 真壁郡明野町大字鷲島260番地   |
| 〃   | 木 村 登   | 〃 〃 大字高津104番地     |
| 〃   | 須 藤 栄 一 | 〃 〃 大字成井362番地     |
| 監 事 | 吉 江 勝 男 | 〃 〃 大字海老江2154番地   |
| 〃   | 大 島 菊次郎 | 下館市大字大塚178番地      |
| 〃   | 新 井 幸 義 | 真壁郡明野町大字下川中子146番地 |
| 〃   | 小野田 定 夫 | 〃 〃 大字寺上野616番地の 3 |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 赤 城 正 徳 | 真壁郡明野町大字赤浜694番地   |
| 〃   | 長 澤 守   | 〃 〃 大字高津177番地の 1  |
| 〃   | 須 藤 栄 一 | 〃 〃 大字成井362番地     |
| 〃   | 大 林 佳 雄 | 〃 〃 大字中上野728番地の 2 |
| 〃   | 荒 川 勝 男 | 下館市大字川連213番地      |
| 〃   | 板 橋 要 一 | 〃 大字深見231番地の 1    |
| 〃   | 日向野 節   | 〃 大字徳持283番地       |
| 〃   | 渡 邊 嘉一郎 | 真壁郡明野町大字古内573番地   |
| 〃   | 海老澤 洋 一 | 〃 〃 大字村田1565番地    |
| 〃   | 鈴 木 智 夫 | 〃 〃 大字鷲島260番地     |
| 〃   | 日 向 洋 一 | 〃 〃 〃 584番地       |
| 〃   | 佐 藤 吉 一 | 〃 〃 大字竹垣466番地     |
| 〃   | 鈴 木 宏 治 | 〃 〃 大字村田1580番地の 2 |
| 監 事 | 小野田 定 夫 | 〃 〃 大字寺上野616番地の 3 |
| 〃   | 石 川 公 夫 | 下館市大字茂田1655番地     |
| 〃   | 吉 江 勝 男 | 真壁郡明野町大字海老江2154番地 |
| 〃   | 新 井 幸 義 | 〃 〃 大字下川中子146番地   |

## 茨城県告示第1433号

猿島郡境町2076番地に事務所を置く長井戸沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9 月11日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所            |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 栗 田 春 治 | 猿島郡境町大字稲尾706番地 |

## (選 挙 管 理 委 員 会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 7 , 7 9 0 人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 7 , 7 9 0 人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 6 4 , 9 0 9 人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 水 戸 市 選挙区       | 6 5 , 8 0 1 人 |
| 日 立 市 選挙区       | 5 5 , 2 5 0 人 |
| 土 浦 市 選挙区       | 3 6 , 0 4 6 人 |
| 古 河 市 選挙区       | 1 5 , 9 6 8 人 |
| 石 岡 市 選挙区       | 1 4 , 2 0 6 人 |
| 下 館 市 選挙区       | 1 7 , 3 3 5 人 |
| 結 城 市 選挙区       | 1 4 , 2 7 2 人 |
| 竜ヶ崎 市 選挙区       | 2 0 , 1 2 5 人 |
| 下 妻 市 選挙区       | 9 , 5 7 4 人   |
| 水 海 道 市 選挙区     | 1 1 , 1 0 3 人 |
| 常 陸 太 田 市 選挙区   | 1 0 , 7 6 2 人 |
| 高 萩 市 選挙区       | 9 , 2 4 0 人   |
| 北 茨 城 市 選挙区     | 1 3 , 7 5 5 人 |
| 笠 間 市 選挙区       | 8 , 1 3 7 人   |
| 取 手 市 選挙区       | 2 2 , 3 8 2 人 |
| 岩 井 市 選挙区       | 1 1 , 4 9 0 人 |
| 牛 久 市 選挙区       | 2 0 , 3 6 5 人 |
| つ く ば 市 選挙区     | 4 8 , 7 8 7 人 |
| ひ た ち な か 市 選挙区 | 4 0 , 2 7 0 人 |
| 鹿 嶋 市 選挙区       | 1 6 , 8 5 8 人 |

|             |               |
|-------------|---------------|
| 守 谷 市 選挙区   | 1 3 , 3 4 8 人 |
| 東茨城郡南部 選挙区  | 3 0 , 8 7 5 人 |
| 東茨城郡北部 選挙区  | 7 , 4 7 9 人   |
| 西 茨 城 郡 選挙区 | 1 9 , 7 7 3 人 |
| 那 珂 郡 選挙区   | 3 6 , 3 7 5 人 |
| 久 慈 郡 選挙区   | 1 2 , 6 4 1 人 |
| 鹿 島 郡 選挙区   | 3 6 , 9 7 0 人 |
| 行 方 郡 選挙区   | 1 9 , 4 8 5 人 |
| 稲 敷 郡 選挙区   | 3 3 , 9 5 9 人 |
| 新 治 郡 選挙区   | 2 5 , 2 5 2 人 |
| 筑 波 郡 選挙区   | 1 1 , 1 2 0 人 |
| 真 壁 郡 選挙区   | 2 1 , 0 2 1 人 |
| 結 城 郡 選挙区   | 1 5 , 2 8 4 人 |
| 猿 島 郡 選挙区   | 3 6 , 7 6 9 人 |
| 北 相 馬 郡 選挙区 | 1 4 , 4 2 2 人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 6 4 , 9 0 9 人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 6 4 , 9 0 9 人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 6 4 , 9 0 9 人

~~~~~

## 茨城県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日    |
|--------------|---------|----------|-------------------|----------|
| いけのべ勝幸後援会    | 藤 田 智 三 | 宮 本 誠    | 牛久市田宮町3 - 1 - 21  | 15. 8. 5 |
| 鈴木努後援会       | 持 丸 秀 樹 | 鈴 木 くに子  | 西茨城郡岩間町大字泉2442    | 15. 8. 6 |
| 柴沼広後援会       | 大 山 松 男 | 柴 沼 茂    | 西茨城郡岩間町安居1786 - 1 | 15. 8. 6 |
| 茨城から日本を再生する会 | 福 島 伸 享 | 坂 田 勝 見  | 水戸市中央1 - 5 - 6    | 15. 8. 7 |
| 愛国府中連合       | 水 谷 洋 治 | 小 笹 義 一  | 新治郡八郷町柿岡3997      | 15. 8. 8 |

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日     |
|--------------|---------|----------|----------------------|-----------|
| 笠間たけお後援会     | 笠 間 丈 夫 | 高 野 薫    | 潮来市川尾3630 - 70       | 15. 8. 8  |
| 鈴木邦彦後援会      | 鈴 木 邦 彦 | 小 沼 ハナ子  | 鹿島郡鉾田町新鉾田 2 - 18 - 6 | 12. 8. 8  |
| 政治結社忠義誉      | 本 田 誉 夫 | 小 笹 義 一  | 石岡市大字石岡2276 - 1      | 12. 8. 8  |
| 政治結社優魂塾      | 酒 井 国 友 | 諸 井 勝 美  | 新治郡八郷町柿岡3997         | 15. 8. 8  |
| 長谷川のり子後援会    | 白 井 豊   | 高 山 昇 三  | 水海道市橋本町3346番地        | 15. 8. 15 |
| 野口ゆたか後援会     | 野 口 圓   | 野 口 京 子  | 西茨城郡岩間町押辺2736 - 11   | 15. 8. 19 |
| 金澤克彦を支援する会   | 犬 塚 新 一 | 金 澤 真理子  | 笠間市笠間984             | 15. 8. 20 |
| 税理士による岡田広後援会 | 鈴 木 以 中 | 小 澤 一 夫  | 土浦市下高津 2 - 4 - 1     | 15. 8. 26 |
| 葉梨康弘後援会      | 葉 梨 康 弘 | 金 沢 克 仁  | 取手市新町 4 - 22 - 33    | 15. 8. 27 |
| 岡部ひであき後援会    | 矢 野 勉   | 青 木 正 弘  | 日立市平和町 1 - 15 - 1    | 15. 8. 28 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

|   | 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日     |
|---|-----------------|---------|----------|-----------------------|-----------|
| 新 | 郡司彰後援会          |         | 賀 来 祥 光  |                       | 15. 8. 1  |
| 旧 |                 |         | 岡 野 文 昭  |                       |           |
| 新 | 自由民主党茨城県第三選挙区支部 | 葉 梨 康 弘 |          | 取手市新町 4 - 22 - 33     | 15. 8. 4  |
| 旧 |                 | 葉 梨 信 行 |          | 取手市白山 2 - 2 - 1 - 412 |           |
| 新 | 民主党茨城県第1区総支部    | 福 島 伸 享 |          |                       | 15. 8. 7  |
| 旧 |                 | 佐 藤 由 実 |          |                       |           |
| 新 | 政治結社八紘義塾        | 本 田 誉 夫 |          |                       | 15. 8. 8  |
| 旧 |                 | 小 笹 義 一 |          |                       |           |
| 新 | 山中正一後援会         |         | 樋 口 秀 壽  |                       | 15. 8. 8  |
| 旧 |                 |         | 加 藤 幹 雄  |                       |           |
| 新 | 自民党石下支部         | 飯 野 重 男 |          |                       | 15. 8. 12 |
| 旧 |                 | 草 間 寛   |          |                       |           |
| 新 | 飯田正憲後援会         | 友 部 靖 雄 |          |                       | 15. 8. 20 |
| 旧 |                 | 飯 田 正 三 |          |                       |           |
| 新 | 昌税会             |         | 小 崎 忠    |                       | 15. 8. 27 |
| 旧 |                 |         | 川 崎 義 文  |                       |           |
| 新 | 茨城県税理士政治連盟      | 小 崎 忠   | 小 澤 一 夫  |                       | 15. 8. 27 |
| 旧 |                 | 鈴 木 以 中 | 沼 尻 宣 男  |                       |           |

|   | 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日     |
|---|-----------------|---------|----------|----------------------|-----------|
| 新 | 自由民主党東支部        | 高 城 功   | 斉 藤 輝 雄  | 稲敷郡東町上須田1140         | 15. 8. 27 |
| 旧 |                 | 高 柳 慎   | 黒 田 雅 保  | 稲敷郡東町曲淵181           |           |
| 新 | 自由民主党水戸支部       | 木 本 信 男 | 海老沢 敬 一  | 水戸市千波町127 - 2        | 15. 8. 27 |
| 旧 |                 | 田 寺 清 保 | 木 本 信 男  | 水戸市吉沼町1023           |           |
| 新 | 自由民主党茨城県第五選挙区支部 | 岡 部 英 明 |          | 日立市平和町1丁目15番1号小林ビル1号 | 15. 8. 28 |
| 旧 |                 | 岡 部 英 男 |          | 日立市多賀町2丁目10番7号岡工ビル4F |           |
| 新 | さわやか江戸崎町        | 根 本 勝 子 | 飯 沼 喜見古  | 稲敷郡江戸崎町高田513         | 15. 8. 28 |
| 旧 |                 | 根 本 正 通 | 秋 本 英 雄  | 稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3348 - 2  |           |

## 茨城県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日     |
|-------------|---------|----------|----------------|-----------|
| 荒金ひでのり後援会   | 荒 金 秀 範 | 田 崎 一 雄  | 潮来市大山1766—186  | 15. 8. 8  |
| 鈴木邦彦後援会     | 鈴 木 健 一 | 高 崎 和 夫  | 鹿島郡銚田町新銚田2—5—8 | 15. 8. 8  |
| 平田としお後援会    | 平 田 敏 夫 | 山 口 賢 二  | 鹿嶋市宮中816—8     | 15. 8. 8  |
| 佐藤ゆみ環境生活研究会 | 佐 藤 由 実 | 坂 田 勝 見  | 水戸市中央1—5—6     | 15. 8. 18 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日    |
|------------------|---------|--------------|--------------|----------|
| 福 島 伸 享          | 衆議院議員   | 茨城から日本を再生する会 | 水戸市中央1—5—6   | 15. 8. 7 |
| 笠 間 丈 夫          | 潮来市議会議員 | 笠間たけお後援会     | 潮来市川尾3630—70 | 15. 8. 8 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 9 月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日    |
|------------------|---------|-----------|---------------|----------|
| 荒 金 秀 範          | 潮来市議会議員 | 荒金ひでのり後援会 | 潮来市大山1766—186 | 15. 8. 8 |
| 平 田 敏 夫          | 鹿嶋市議会議員 | 平田としお後援会  | 鹿嶋市宮中816— 8   | 15. 8. 8 |

## 公 告

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

水戸産業技術専門学院 電子計算機賃貸借 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

商工労働部職業能力開発課 水戸市笠原町978番 6

#### 3 落札者を決定した日

平成15年 8 月 4 日

#### 4 落札者の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3 丁目13番地 1

#### 5 落札金額

月額 980,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 一般競争入札の公告を行った日

平成15年 6 月23日

### ●家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第 1 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の<br>種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似<br>患畜の区分 | 発生頭<br>数 | 発 生 場 所 | 発生年月日            | 転 帰                               |
|--------------|-------|-----------------|----------|---------|------------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病         | 牛     | 患 畜             | 1 頭      | 東茨城郡茨城町 | 平成15年<br>9 月 3 日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |
| ヨーネ病         | 牛     | 患 畜             | 1 頭      | 西茨城郡岩間町 | 平成15年<br>9 月 3 日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

## ● 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営高田地区土地改良事業（湛水防除）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営高田地区土地改良事業（湛水防除）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年 9 月12日から平成15年10月14日まで

## 3 縦覧の場所

江戸崎土地改良事務所

## ● 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

稲敷東南部都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会を開催しない。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                       | 場 所                            | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                         |
|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 9 月29日<br>午後 2 時00分 | 稲敷郡東町佐原組新田<br>1596<br>東町総合センター | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成15年 9 月22日（必着のこと）<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 稲敷東南部都市計画の変更案

## (1) 種類、種別、名称、位置、区域及び構造

| 種 類 | 種 別  | 名 称   |       | 位 置                        |                            |                             |
|-----|------|-------|-------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
|     |      | 番 号   | 路 線 名 | 起 点                        | 終 点                        | 主な経過地                       |
| 道 路 | 幹線街路 | 3・3・1 | 桜川・東線 | 稲敷郡<br>桜川村<br>大字柏木古渡<br>字浜 | 稲敷郡<br>東町<br>大字伊佐部<br>字伊佐部 | 稲敷郡<br>桜川村<br>大字神宮寺<br>字坂の下 |

| 区 域 | 構 造     |       |       |       | 備 考 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-----|
|     | 延 長     | 構造形式  | 車線の数  | 幅員    |     |
|     | 約6,570m | 地 表 式 | 4 車 線 | 23.0m |     |

## (2) 変更する内容

都市計画道路 3・3・1 号 桜川・東線の追加

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

桜川村 大字古渡 字寺台、字柏木及び字馬場 の各一部

大字柏木古渡 字浜、字馬場、字大界及び字不つく の各一部

大字堀之内 字前田、字薬師ノ下、字薬師ノ峯、字大坂、字北の前及び字堀之内 の各一部

大字柏木 字勇所、字柏木、字足ラ作及び字弱内 の各一部

大字神宮寺 字坂の下、字己らび台、字万歳楽、字十三塚、字宮下、字外馬場、字馬場尻、字道向、字前原、字向山、字八竜峯、字中道、字神田及び字南後 の各一部

大字阿波 字諏訪平、字不動台、字南、字一本松、字阿波峯、字阿波、字釜の沖、字鳥内及び字立切入 の各一部

大字甘田の一部

東 町 大字幸田 字長峰 の一部

大字光葉の一部

大字釜井 字後田、字原田、字西ノ町及び字取内 の各一部

大字伊佐部 字大縄場、字仲ノ前、字酒免の下、字膳棚、字大鏡、字大鏡の下及び字伊佐部の 各一部

## (4) 案の作成理由

稲敷東南部都市計画区域は、茨城県南部に位置する河内町、桜川村、東町の 2 町 1 村で構成されており、都心から約 50～70km 圏内にあって、筑波研究学園都市と成田新東京国際空港とのほぼ中間に位置している。また、西は竜ヶ崎・牛久都市計画区域、北は土浦・阿見都市計画区域、南は利根川を挟み千葉県成田及び佐倉都市計画区域に近接している。

本区域の幹線道路は、国道 125 号及び国道 408 号が東西に通過し、筑波研究学園都市や龍ヶ崎市、牛久市及び成田新東京国際空港等を連絡しており、また、平成 6 年 4 月には、横浜、厚木、八王子、川越、筑波研究学園都市、成田及び木更津等の中核都市を連絡することにより、首都圏の広域多核都市複合体を形成し、これらの地域における交通の円滑化と土地利用の適正な誘導を図ることを目的として「1・3・2 号 首都圏中央連絡自動車道線」が都市計画決定されている。

国道 125 号については、千葉県佐原市から埼玉県熊谷市に至る実延長約 151km の広域幹線道路であり、茨城県南地域を東西に横断し国道 6 号や国道 51 号などと接続する地域間の交流及び地域振興に大きく寄与する重要な路線である。また、茨城県広域道路網マスタープランにおいては、地域形成型の広域道路として沿道からのアクセス性に配慮した道路と位置づけられており、国道 6 号より東側、土浦市、阿見町区間については昭和 61 年 4 月に、江戸崎町、美浦村区間については平成 6 年 4 月に都市計画決定され、鋭意整備を進めているところである。

本区域の国道 125 号は桜川村神宮寺地区や阿波地区、東町幸田地区等において既存集落内を通過しており、集

落内の現道は幅員が狭く線形不良で交差道路も多く、近隣には筑波東部工業団地が整備されていることから大型車の交通量も多い状況となっており、慢性的な交通混雑が生じている。また、沿道には小学校、病院等が立地しているにもかかわらず歩道が無いため、歩行者にとって大変危険な状態となっている。さらに、周辺では光葉地区住宅開発が進んでおり今後も交通量の増加が見込まれている。

このようなことから、交通混雑の緩和や交通の安全を確保し円滑な交通を実現するため、本案のとおり都市計画道路「3・3・1号 桜川・東線」を計画決定し、地域住民の利便性、安全性の向上及び広域幹線道路としての機能強化を図るものである。

### 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588)

(2) 桜川村須賀津208

桜川村役場企画財政課

電話 029 - 894 - 2121 (内382)

(3) 東町結佐1545

東町役場建設課

電話 0299 - 78 - 2111 (内232)

別 掲

## 公 述 申 出 書

稲敷東南部都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成    年    月    日

茨城県知事    橋    本            昌    殿

公述申出人

住    所

ふりがな

氏    名

印

年    齢

職    業

意見の要旨    別    紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。



## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常北町大字石塚字大堀2046番 1, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 2047番 1, 同番 3, 同番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市白梅一丁目 2 番33号

菅原建設株式会社

代表取締役 下 田 徳 行

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡江戸崎町大字佐倉字佐倉原3251番 8

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区高輪 4 丁目11番29—1001号

株式会社南山堂

代表取締役 小 池 孝 芳

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字荳打字大平165番 1, 同番 4, 166番 1, 同番 5, 同番 6, 167番, 168番 1, 同番 2, 169番 1, 171番 1, 同字大平下164番 1, 250番 1, 同番 2, 254番, 255番, 258番 1, 同番 5, 同番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前四丁目32番14号

アドヴァン管理サービス株式会社

代表取締役 山 形 雅之助

## ●建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり意見の聴取を行います。

平成15年 9 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 意見の聴取期日 平成15年 9 月19日（金）午前10時30分

2 意見の聴取場所 筑波郡伊奈町大字谷井田1244番 1

3 意見の聴取事項 第一種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること  
物品販売業を営む店舗

4 申 請 者 住 所 つくば市西大橋599 - 1

5 氏 名 株式会社 カスミ 代表取締役 小 濱 裕正

6 建築物構造規模 鉄骨造 1 階建て 新築  
申請延べ面積 2,839.96平方メートル

7 敷 地 面 積 7,445.32平方メートル

## 8 建築物の位置 筑波郡伊奈町大字谷井田字南耕地1244番1,1246番3, 同番4, 同番6, 同番7

## (教 育 委 員 会)

## ●博物館の登録

博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定に基づき、次のとおり登録をしたので、博物館の登録に関する規則(昭和45年茨城県教育委員会規則第15号)第6条の規定により公告する。

平成15年 9 月11日

茨城県教育委員会委員長 石 渡 千 恵 子

- 1 設置者の名称 下館市  
及 び 住 所 下館市大字下中山732番地の1
- 2 名 称 しもだて美術館
- 3 所 在 地 下館市丙372番地
- 4 登録年月日 平成15年 9 月1日
- 5 登録番号 第15号

## (地方労働委員会)

## ●あっせん員候補者の公示

茨城県地方労働委員会は労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成15年 9 月11日

茨城県地方労働委員会会長 片 桐 章 典

| 氏 名     | 生年月日        | 委嘱年月日       | 現 職                                    | 前 歴                   |
|---------|-------------|-------------|----------------------------------------|-----------------------|
| 片 桐 章 典 | S 13. 3 .31 | S 55.10.17  | 弁 護 士<br>茨城県地方労働委員会公益委員                | 茨 城 県 弁 護 士 会 会 長     |
| 野 阪 滋 男 | S 13. 8 .29 | S 56.2.19   | 茨 城 大 学 教 授<br>茨城県地方労働委員会公益委員          | 茨 城 大 学 助 教 授         |
| 小 泉 尚 義 | S 19.10.20  | H 9.11.20   | 弁 護 士<br>茨城県地方労働委員会公益委員                | 茨 城 県 弁 護 士 会 会 長     |
| 廣 川 勝 男 | S 13. 2 .14 | H 12.12. 1  | 茨城県地方労働委員会公益委員                         | 茨 城 県 監 査 委 員 事 務 局 長 |
| 鎌 田 耕 一 | S 27. 8 .26 | H 15. 4 .17 | 流 通 経 済 大 学 教 授<br>茨城県地方労働委員会公益委員      | 釧路公立大学経済学部長           |
| 海老沢 政 次 | S 20.12. 3  | H 10.12. 1  | 日本労働組合総連合会茨城県連合会会長<br>茨城県地方労働委員会労働者委員  | 日立製作所労働組合勝田支部執行委員長    |
| 横 山 光 裕 | S 25. 1 .26 | H 10.12. 1  | UIゼンセン同盟茨城県支部長<br>茨城県地方労働委員会労働者委員      | ゼンセン同盟茨城県支部長          |
| 羽 鳥 眞   | S 24. 7 .10 | H 12.12. 1  | JAM 茨 城 特 別 執 行 委 員<br>茨城県地方労働委員会労働者委員 | JAM 茨 城 執 行 委 員 長 代 行 |

| 氏 名     | 生年月日        | 委嘱年月日      | 現 職                                                                 | 前 歴                                                                            |
|---------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 石 井 武   | S 23. 6 .18 | H14.12. 2  | 電機連合茨城地方協議会事務局長<br>茨城県地方労働委員会労働者委員                                  | 日立製作所労働組合多賀支部執行委員長                                                             |
| 永 井 光 男 | S 30. 5 . 5 | H14.12. 2  | 東京電力労働組合茨城総支部執行委員長<br>茨城県地方労働委員会労働者委員                               | 東 京 電 力 労 働 組 合 専 従                                                            |
| 野 口 芳 男 | S 11.11. 6  | S 63.12. 1 | 社団法人茨城県経営者協会専務理事<br>茨城県地方労働委員会使用者委員                                 | 社団法人茨城県経営者協会事務局長                                                               |
| 辺 津 守 男 | S 16. 7 . 5 | H5. 2 .18  | ひたちなかエネルギーロジック株式会社<br>代 表 取 締 役 会 長<br>茨城県地方労働委員会使用者委員              | 鹿島運輸株式会社代表取締役社長                                                                |
| 松 場 卓 爾 | S 21. 6 .15 | H13. 8 .23 | 日 立 電 鉄 株 式 会 社<br>取 締 役 社 長<br>茨城県地方労働委員会使用者委員                     | 株 式 会 社 日 立 製 作 所 理 事                                                          |
| 藤 田 元 宏 | S 30. 7 .11 | H13.11.22  | 株式会社カスミ取締役業務管理<br>室マネジャー(兼)人事マネジャー<br>(兼)法務マネジャー<br>茨城県地方労働委員会使用者委員 | 株 式 会 社 カ ス ミ 取 締 役<br>業務管理室副室マネジャー(兼)<br>人 事 マ ネ ジ ャ ー ( 兼 ) 法 務<br>マ ネ ジ ャ ー |
| 井野口 泰 司 | S 26. 1 .24 | H15. 8 .21 | 茨 城 交 通 株 式 会 社<br>常 務 取 締 役<br>茨城県地方労働委員会使用者委員                     | 茨 城 交 通 株 式 会 社<br>取 締 役 総 務 部 長                                               |
| 綿 引 洋 文 | S 20. 6 . 2 | H15. 4 .17 | 茨城県地方労働委員会事務局長                                                      | 企画部次長兼ひたちなか整備推進局長                                                              |
| 小 池 浩一郎 | S 22. 2 .18 | H15. 4 .17 | 茨城県地方労働委員会事務局次長                                                     | 企 業 局 企 画 経 営 室 長                                                              |
| 佐 藤 博 俊 | S 27. 6 . 3 | H15. 4 .17 | 茨城県地方労働委員会事務局総務調整課長                                                 | 農林水産部農業経済課協同組合検査監                                                              |
| 吉 武 貞 雄 | S 30. 2 .20 | H12. 4 .20 | 茨城県地方労働委員会事務局審査課長                                                   | 茨城県議会事務局議事課課長補佐                                                                |

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

## 正 誤

平成15年 6 月 6 日付け茨城県報号外第100号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤 | 正                      |
|-----|-------|---|------------------------|
| 18  | 上から19 |   | 佐藤一巳 会社役員 30,000円      |
| 18  | 上から20 |   | 森 秀男 会社役員 50,000円      |
| 18  | 上から21 |   | 渡部二男 会社役員 30,000円      |
| 18  | 上から22 |   | 茨城県薬剤師連盟 政治団体 300,000円 |
| 18  | 上から23 |   | 本間泰弘 自営業 50,000円       |

| ページ | 行     | 誤          | 正                |
|-----|-------|------------|------------------|
| 18  | 上から24 |            | 小室健一 自営業 50,000円 |
| 18  | 上から27 | 4,420,000円 | 4,930,000円       |
| 18  | 上から29 | 4,420,000円 | 4,930,000円       |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)